

公園・遊園の日常維持管理（清掃・除草等）の内容について

公園・遊園の日常維持管理（清掃・除草等）の内容については、次のとおりですのでご協力をお願いいたします。

（１） 公園敷地の清掃

清掃で出たごみは、燃えるごみと燃えないごみに分けて、ごみ袋に入れ、公園入口に集積してください。

公園内のごみ箱について撤去のご要望がありましたらご連絡ください。

（２） 公園敷地の草刈り、剪定

草刈り、剪定後の草・枝はごみ袋に、袋に入らない大きな枝は1m程度に切り、束ねて公園入口に集積してください。

（３） 清掃ごみ等の回収の連絡

清掃、草刈等の作業後、**公園名とごみ袋の数を公園緑地課まで連絡してください。**後日、委託業者が収集に行きます。清掃等で発生した公園のごみは、一般収集ごみとは別に回収します。公園の入口の内側に置いてください。

お盆や年末年始、ゴールデンウィークの期間は、出来る限り余裕をもって回収依頼をお願いいたします。

（４） 公園施設等の点検

危険箇所、補修等を必要とするものがあれば、公園緑地課に連絡してください。

〔例〕 公園灯の球切れ・水のみ場の漏水・砂場の砂の補充・フェンスの破損・樹木剪定・伐採・薬剤散布・遊具の不具合など

【お知らせ】

ごみ袋について

宇治市では、「中身の見える」ごみ袋を使用することで、「ごみ減量意識の向上」、「分別の徹底によるさらなる資源化の促進」、「排出方法の適正化と収集作業等の安全確保」を目指しています。つきましては、公園の清掃等で使用されるごみ袋についても、**透明・白色の半透明で「中身の見える」ごみ袋**を使っていただきますようお願いいたします。

なお、透明・半透明でないごみ袋の在庫がある場合は、それを使用していただいて結構です。次回購入される時から透明・白色の半透明で「中身の見える」ごみ袋を購入してください。

* その他、公園の利用・運営にご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所 都市整備部公園緑地課

0774-20-8795（直通）